

～支援の必要なお子さんの就学について～

うるま市教育委員会

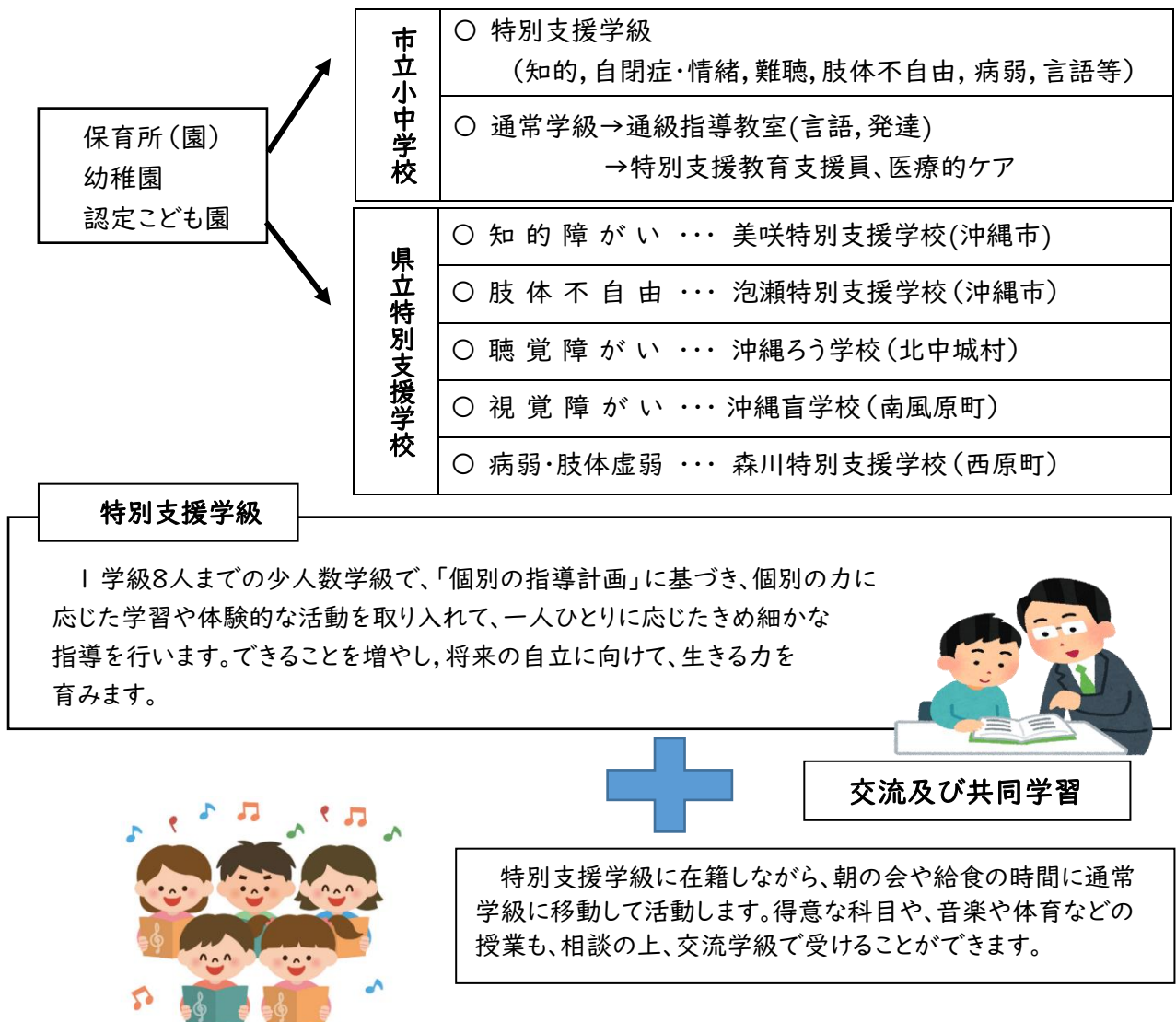
うるま市ではすべての児童生徒が安心して生き生きと学校生活を送ることができるよう、個々に応じた支援を行う特別支援教育を推進しています。

新年度の学校生活において、「学びの場」を考えている幼児児童生徒のニーズや障がいの状態を把握し、持てる力を最大限に伸ばせる適切な支援について検討していきます。

そのために、就学・進学・進級について、幼児教育施設等の先生や小中学校の先生、うるま市教育委員会にご相談ください。

今後の相談の際に、このリーフレットを参考になさってください。

Ⅰ 就学先



通常学級

1 学級 35 人までの学級。担任の先生が中心になり、国の学習指導要領に基づいた授業を行います。

通常学級において特別に配慮を要する児童の指導については

- ・どの子も居場所のある学級づくり
- ・一度にたくさんの指示を出さない。
- ・「めあて」「まとめ」等、大切なところをわかりやすく書いた板書等
- ・学習や生活のきまりを分かりやすく示し、守られた時はしっかりほめる等の工夫を行い指導します。



通級指導教室



「言語通級指導教室」

発音などの誤りや吃音等とのつきあい方や改善を目的とした教室（在籍校に設置がない場合、特別支援学級担任の弾力的運用での自校通級、保護者の送迎による他校通級になることもあります。）

「発達通級指導教室」

注意集中や周りの人たちとのコミュニケーションを図ること、自分の良さに気づきそれを伸ばすことを目的とした教室

通常の学級に在籍し、お子様のニーズや設置校の状況に応じて月に 1 回～週 8 時間をめどに指導を受けます。

（在籍校に設置がない場合、特別支援学級担任の弾力的運用で支援することもあります）

特別支援教育支援員

- 肢体不自由やけが・疾病のための介助
- 発作性の疾病がある児童生徒の把握・見守り
- 発達障害（ADHD、自閉症スペクトラム等）がある児童生徒の行動面、情緒面への支援（心の居場所、安全確保、気持ちのコントロール等）
- LD 等に対する支援（読み上げ、ルビふり、ノートテイク、注意喚起など）

県立特別支援学校

一人ひとりの実態に応じた弾力的な教育課程を編成し、各教科等の指導内容・方法を工夫し、障がいの種別に応じた専門的な教育を行っています。詳しくは、各特別支援学校にお問い合わせください。

県立美咲特別支援学校 098-938-1037

県立泡瀬特別支援学校 098-932-7584

県立沖縄ろう学校 098-932-5475

県立沖縄盲学校 098-889-5375

県立森川特別支援学校 098-945-3008



2 各学級等の主な学習・指導等

(1) 特別支援学級

～特別の教育課程を編成して学習します～

知的発達がゆっくりなお子さんは、お子さんの実態に合わせ下学年の目標・内容や「特別支援学校」の各教科の目標及び内容を参考にして教育課程を編成し、一人一人の理解に応じた教科書を使用して学習します。自立活動や特に必要がある場合は各教科に合わせた指導形態(日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習等)も行います。(知的障がい特別支援学級)

知的発達に遅れのないお子さんは、小・中学校の学習指導要領に準じて通常の学級と同じ教科の学習や個々の自立活動を行います。(自閉症・情緒障がい特別支援学級等)

知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容を参考にした特別の教育課程			
	1.2年	3.4年	5.6年
各教科	生活		
	国語		
	算数		
	音楽		
	図画工作		
	体育		
	道徳		
領域等	特別活動		
	各教科等を合わせた指導		
	自立活動		
	総合的な学習の時間		

※「生活」は、小学校学習指導要領 1.2年に示されている「生活」とは目標・内容が異なります。

小学校の学習指導要領に準じた特別の教育課程			
	1.2年	3.4年	5.6年
各教科	国語	国語	国語
	算数	算数	算数
	生活	/	
	社会		
	理科	理科	理科
	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体育	体育	体育
	家庭科	/	
	道徳	/	
領域等	特別活動		
	自立活動		
	総合的な学習の時間		
	外国語活動		

1 週間当たりの授業時数=1年生25時間/1日は5時間の授業時数のうち3時間は特別支援学級で学習します

自立活動

障がいのある子どもたちが自立や社会参加を目指し、障害による様々な学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的な発達の基盤を培うことを目的にして、全ての特別支援学級で行います。



各教科等を合わせた指導

学習で得た知識、技能を様々な場面で応用することが苦手な児童には生活に密着した内容や社会との結びつきのある活動を中心にして、体験を通して総合的に学習を行います。



交流及び共同学習

障がいのある児童と障がいのない児童が、活動を共にし、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことや、個に応じた教科等のねらいが達成できるように計画的に行います。



(1) 知的障がい特別支援学級

【能力や可能性を最大限に伸ばすための指導】

国語や算数などの「各教科」と「自立活動」等の全部または一部を合わせて指導する学習の実施（日常生活の指導、遊び、生活単元学習、作業学習など）

日常の様々な場面や遊びを通して自信や意欲をもたせ、言葉や数などの理解や自分の気持ちを相手に伝える表現ができるようにする学習を行います



(2) 自閉症・情緒障がい学級・発達通級指導教室

【学校生活、学習の基礎を育てる（情緒的な安定）】

- ・物を見る力、体の姿勢を保つ力、注意集中を高める練習等を行います
- ・仲間同士で助け合うこと、勝ち負けの受け入れ、自分の気持ちの折り合いをつける等の練習を行います。

（感覚統合運動、アングーマネジメント、ビジョントレーニングなど）



(3) 言語学級・言語通級指導教室

【構音指導(発音の誤り)】

正しい発音を聞き、音を聞き分け、正しい音で話せる練習を行います。

【吃音(どもり)】

楽しい活動を通して、話すことへの抵抗感を減らす練習を行います。

【言語発達への支援】

聞く、読む、話す、書く等の言語の力やコミュニケーションの練習を行います。



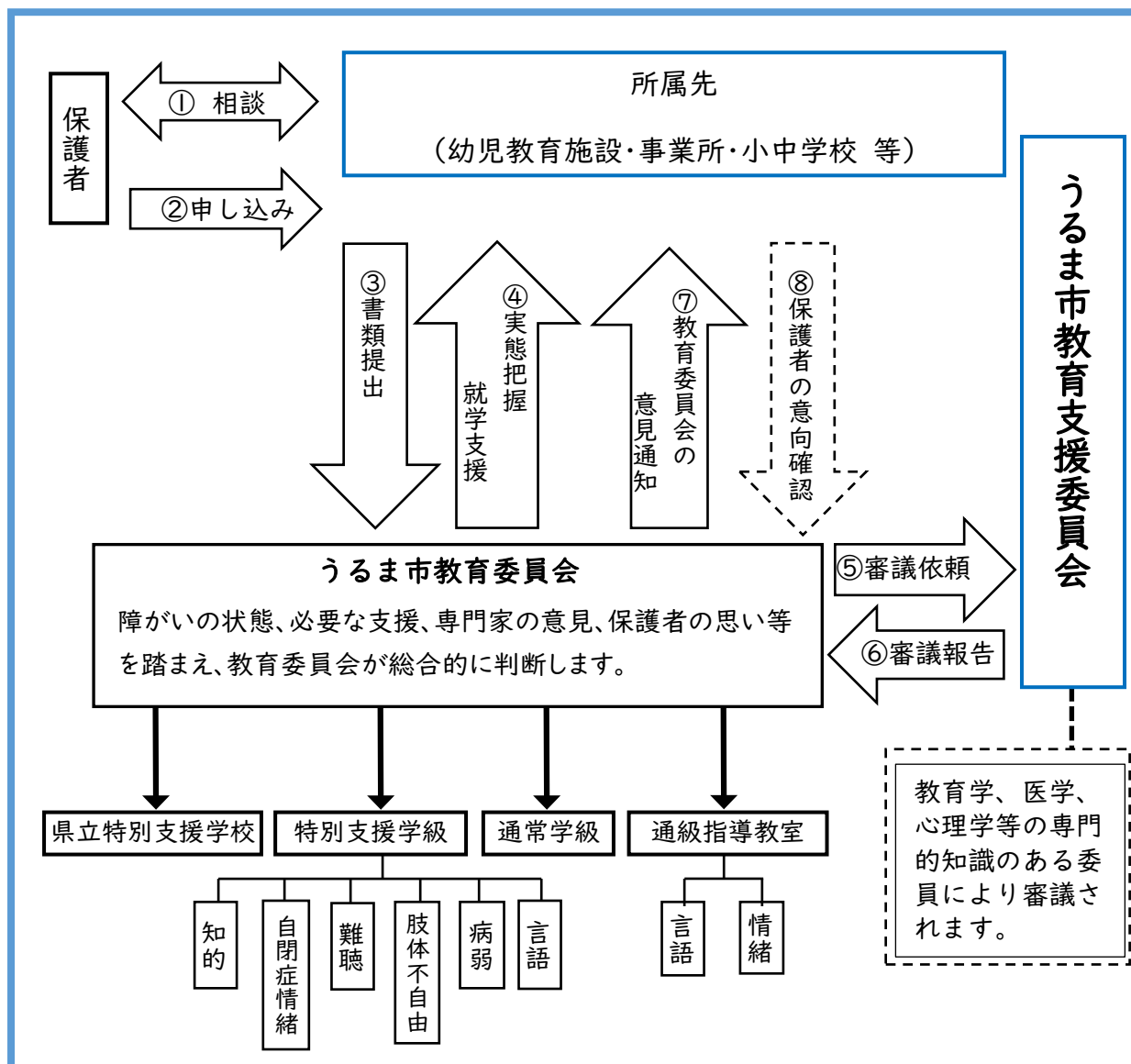
※通級教室（言語・発達）は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導等を必要とする子（年間10～280時間程度）

3 就学先決定までの流れ（①～⑧は手続きの順序）

就学先を決めるにあたっては、幼児教育施設・事業所等、小中学校等の先生方等と相談していただくとともに、不安に思われることや、わからないことがありましたら、担当者にお尋ねください。

（未就学児⇒こども未来部こども発達支援課・児童生徒⇒教育委員会学校生活応援課）

また、特別支援学級等の見学を希望される場合は、見学先の学校に電話連絡してから日程を決めてください。（特別支援学校については毎年見学会の案内があります。）



※県立特別支援学校幼稚部に在籍するお子さんや養育施設等へ通所中のお子さんも就学手続きが必要です。幼稚部在籍のお子さんや養育施設等へ通所中のお子さんの保護者の皆様は、直接教育委員会 学校教育課までご連絡ください。

うるま市こども未来部こども発達支援課 TEL923-7108

うるま市教育委員会 学校生活応援課 TEL923-7158

番号	項目	時期	留意事項等
①	相談	随時	・所属先(幼児教育施設・事業所・小中学校等)で就学相談、校(園)内教育支援委員会の開催、面談の実施
		2月	<p>《希望する4歳児》</p> <p>・こども未来部こども発達支援課で就学相談会(4歳児)を行う。</p>
②	書類提出	<p>5月～受付</p> <p>※学年により メ切が異なる</p>	<p>・必要書類を所属先(幼児教育施設・事業所等・小中学校)へ提出する。</p> <p>書類提出(●必須 ○取得している方)</p> <p>《保護者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の同意書(様式2) ●うるま市教育支援調査票(様式3-1) ●診断書等(写し) ○障がい者手帳(写し) ○療育手帳等(写し) ●心理・発達検査結果等(写し) (新版K式発達検査、WISC-IV等) <p>《幼児教育施設・事業所・小中学校等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育支援審議依頼(様式1) ●うるま市教育支援調査票(様式3-2) ●前年度の個別の指導計画(反省評価記入済)
	申し込み	<p>(小中学校)</p> <p>※5～7月メ切 ⇒学校生活応援課へ提出</p> <p>(未就学児)</p> <p>※6月メ切 ⇒こども発達支援課へ提出</p>	<p>・所属先を通して、申請書を提出する ⇒幼児教育施設・事業所等在籍・・・こども発達支援課 ⇒小中学校在籍・・・・・・・・・・・・・・学校生活応援課</p> <p>※家庭保育のお子さんのみ、保護者自身でこども発達支援課へ申請書類を提出する。</p>
③	<p>親子面談日の調整</p> <p>面談日案内文を受領</p> <p>親子面談</p>	6月～11月	<p>・学校生活応援課と調整を行い、面談日を決定する。</p> <p>・学校生活応援課より発送された面談日案内文を、所属先より受け取る。</p> <p>・うるま市教育支援委員会の親子面談に参加する。 (審議依頼内容により、面談を行わない場合もある。)</p>
④	審議報告書通知を受領		・うるま市教育委員会から発送された審議報告書を、所属先より受け取る。
⑤	保護者の意見等の提出	9月～12月	<p>・保護者は審議報告書が届き次第、同封されている「保護者の意見等(以下意見等)」を、期限内に所属先へ提出する。</p> <p>・所属先は、うるま市教育委員会へ「意見等」を提出する。</p> <p>・異議が出された場合は、早急にうるま市教育委員会へ電話連絡し、「意見等」提出する。</p>